## 年金しんぶん第386号(2022年2月15日号)掲載の「年金者 何でも相談」

- 図 私は2級の障害基礎年金を受給しています。今は会社勤めをしていますが、近く やめる予定です。その場合、国民年金に加入するようになるのですが、保険料は月 額1万6610円(2021年度額)と高いと聞いています。免除にならないので しょうか。
- A 免除になります。法定免除と言って障害基礎年金、1・2級の障害厚生年金、1・2級の障害共済年金などを受給している人や生活保護法による生活扶助を受けている方は保険料が全額免除されます。

手続きはあなたが会社をやめた時、国民年金の資格取得の届出と法定免除に該当する届出を年金事務所に提出することによって行います。(国民年金被保険者関係届書)

なお、全額免除期間の老齢基礎年金額は保険料納付期間の半分になってしまうため、現在法定免除に該当している方でも、将来障害が軽快し障害基礎年金が支給停止になり老齢基礎年金を受給することになる場合に備えて、保険料を納付することも可能です。

- ② 私の場合、老齢厚生年金の支給開始は65歳だと聞いています。障害基礎年金と老齢厚生年金は同時に受給することができるのでしょうか。
- [A] 65歳前は特別支給の老齢厚生年金と障害基礎年金はどちらか一つを選択し、併給 されることはありません。しかし、65歳以降は老齢厚生年金と障害基礎年金とを同 時に受給することが可能になりました。

年金相談室 小林 善雄